

平成27年度2月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市障害者福祉センターの管理運営費	障がい福祉課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一 般 財 源
4,701	平成 28 年 ~ 30 年度					4,701

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

【事業の内容】

- 1 指定期間 5年(平成26年度から平成30年度まで)
- 2 業務内容
 - 鳥取市障害者福祉センターの利用に関する業務
 - 鳥取市障害者福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - その他、施設の管理上市長が必要と認める業務

【これまでの関連する取組み】

指定管理者 社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
 指定期間 平成26年度から30年度まで
 当初の債務負担行為額 210,885千円
 当初の指定管理料 H26 42,177千円 H27 42,177千円 H28 42,177千円 H29 42,177千円
 H30 42,177千円
 鳥取税務署による鳥取市社会福祉協議会の平成25年度決算に対する税務調査が実施され、この結果、鳥取市障害者福祉センターの指定管理事業においては、施設自体が消費税非課税施設としての明確な法的根拠がなく、課税対象事業であるとの見解が示された。
 消費税相当額加算後の債務負担行為額 H27 43,610千円 H28 43,744千円 H29 43,744千円
 H30 43,744千円

【今後の取組み】

2月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

H28.3 年度協定の変更締結